

第4章 目指す農業の実現に向けた重点施策

大分類 (4つの柱)	重点施策	具体的施策
1. 多様な担い手が支える農業に向けた施策 (4-1)	①定年退職者・高齢者・主婦等の就農促進に向けた施策 (4-1-1)	◎定年退職者等の就農促進に向けた包括的支援 ●援農の促進 ●福祉農業の促進
	②自立的な家族経営の育成・確保に向けた施策 (4-1-2)	◎新規就農者に対する包括的支援 ◎農業者マイスターの認定 ◎既存農家の後継者就農に対する支援
	③土地利用型農業の担い手の育成・確保に向けた施策 (4-1-3)	◎集落営農(農事組合法人等)の育成 ◎粗放的な畑作生産主体への支援 ◎農業公社設立の検討 ◎担い手に対する機械・施設導入への支援 ●法人への支援
	④担い手の組織化に向けた施策 (4-1-4)	◎農業者の組織化による問題解決に向けた担い手座談会等の設定
2. 新たなマーケットを活かす独自農業の展開に向けた施策 (4-2)	①ブランド化と特産品開発に向けた施策 (4-2-1)	◎ほしいもの販路拡大(ブランド化・差別化・加工利用の推進) ◎特産品開発に向けた組織の構築 ◎村による農産物品質保証システムの検討 ●食用米の差別化 ●新規市場開拓の推進
	②地産地消を中心とした需要創出・販路拡大に向けた施策 (4-2-2)	◎地元食材としての農産物需要の掘り起こし ◎村民の地場産野菜の購入機会拡大 ◎地産地消の需要に対応した農産物供給体制の構築 ◎6次産業化の企画・実施を担う加工グループの育成 ●地場産レストランの開設
	③耕畜連携による需要創出・生産拡大に向けた施策 (4-2-3)	●畜産農家との連携による飼料作物の生産拡大
※経営部門別の農業振興施策		(別表に整理)

◎：短期的に取り組む施策 ●：中長期的に取り組む施策

大分類 (4つの柱)	重点施策	具体的施策
3. 地域と共存する「人にやさしい農業」に向けた施策 (4-3)	①農業者と一般住民の相互理解の促進に向けた施策 (4-3-1)	◎子どもの食育・農業体験の推進 ◎とれたて農産物を活かした交流 ◎農地のレクリエーション活用 ◎交流イベントの開催
	②都市空間と農業空間の共存に向けた施策 (4-3-2)	◎砂塵対策としての農地利用率の向上 ◎都市空間のなかの農地・農業用水利施設の活用と保全 ●環境保全型農業への取組
4. 魅力的な田園環境・生産環境の創出に向けた施策 (4-4)	①土地利用計画による農地の計画的保全に向けた施策 (4-4-1)	◎住民相互の話し合いによるルールづくり ●市街化区域への住宅建設の誘導
	②生産条件が不利な農地や耕作放棄地(遊休農地)の解消・活用 (4-4-2)	◎地区・集落による主体的な農地保全・地域資源管理の取組への支援 ●多面的機能の観点からの農地保全支援
	③農地集積・基盤整備等による生産基盤の確立 (4-4-3)	◎潜在的な農地貸出需要の掘り起こし ◎農地貸借における公的な仲介システムによる農地集積・基盤整備 ◎野生鳥獣害防止対策 ●地区・集落による農地調整・基盤整備への支援 ●基盤整備の適切な実施 ●農業用施設の適切な管理

◎：短期的に取り組む施策 ●：中長期的に取り組む施策

4-1 別表 経営部門別の農業振興のための具体的施策

水田作	畑作	施設園芸作	果樹作
◎地区・集落が担い手を支える仕組みの構築 ◎転作における支援 ◎水田転作の生産対策 ●大規模化・効率化によるコストダウン ●食用米の差別化	◎かんしょ・露地野菜の生産振興 ◎輪作の奨励 ◎土地利用型畑作の推進 ◎ほしいも加工・販路拡大への支援	◎ほしいも加工ハウスの有効活用 ●多種多様な野菜や花木等の生産振興	◎技術移転の支援 ●新規作付における支援

◎：短期的に取り組む施策 ●：中長期的に取り組む施策

4-1 多様な担い手が支える農業に向けた施策

4-1-1 定年退職者・高齢者・主婦等の就農促進に向けた施策

◎定年退職者等の就農促進に向けた包括的支援

定年退職者・高齢者・主婦等，村内に住居する非農家世帯員のなかで，農業従事に意欲を持つ人に対して，生産技術取得，農業機械の貸与，農地のあわせん面，村内農業者による助言・メンター制度等の支援を行います。

●援農の促進

専門的な農家やほしいも農家の加工過程で必要とされている農業労働力の確保において，定年退職者等のパート労働的な援農を促進していきます。

●福祉農業の推進

村内の高齢者・障害者福祉施設等と連携して，高齢者・障害者の雇用創出のための福祉農業を推進していきます。

4-1-2 自立的な家族経営の育成・確保に向けた施策

◎新規就農者に対する包括的支援

生産技術取得の支援，就農時の農地・農業機械施設・住居の確保，就農・居住地区住民との関係構築，村内農業者による助言・メンター制度も含めた包括的な新規就農支援パッケージを構築し，村内外に積極的に発信することで，新規就農者の掘り起こし・スカウトを進めていきます。

◎農業者マイスターの認定

品目別に卓越した農業技術を持つ農業者に対して，農業者マイスターの認定により，品目別のリーダーとして育成支援し，新規就農者の育成体制を構築します。

◎既存農家の後継者就農に対する支援

現在存立している家族経営の後継者就農を支援します。

4-1-3 土地利用型農業の担い手の育成・確保に向けた施策

◎集落営農（農事組合法人等）の育成

主に水田地域について、農事組合法人等、将来の法人化も視野に入れ、集落営農を推進する地域の取組を支援していきます。

◎粗放的な畑作生産主体への支援

耕作放棄地発生防止、農地有効活用の観点、さらには後述の砂塵対策の観点からも、主に畑地について、村内の遊休農地、不作付地を利用した粗放的な畑作（麦、大豆、飼料作物など）の取組を支援します。

◎農業公社設立の検討

今後、高齢化等により村内の貸し出し希望農地が増加した場合、その受け皿のひとつとして、法人格を有した農業公社の設立に向けた取組を段階的に検討し、必要に応じて実施していきます。

◎担い手に対する機械・施設導入への支援

地区の担い手として位置づけられた認定農業者等に対して、高性能の機械・施設の導入を支援していきます。

●法人への支援

村内における法人形態の農業経営体、自治会等の地域組織を主体としたNPO法人、村外からの法人の農業参入等について、村内における雇用創出、村内農地の有効活用・遊休農地発生防止の観点から、適切な支援を行います。

4-1-4 担い手の組織化に向けた施策

◎農業者の組織化による問題解決に向けた担い手座談会等の設定

生産品目別、あるいは集落・地区別に農業者の意見交換を行う座談会等の場を設定することで、新規就農者等も含めた農業の担い手確保という目標に向け、生産技術の共有化および向上、さらには出荷・販売面における農業者組織による主体的な取組を促していきます。

4-2 新たなマーケットを活かす独自農業の展開に向けた施策

4-2-1 ブランド化と特産品開発に向けた施策

◎ほしいもの販路拡大（ブランド化・差別化・加工利用の推進）

ほしいもの販路拡大を目指し、村独自のブランド化を目指します。ほしいものを活用した新たな農産加工品の開発にも取り組みます。また、生産―加工―販売の効率化を図る6次産業化への支援体制づくりや、販売面ではインターネット販売も推進します。

◎特産品開発に向けた組織の構築

農業者と商工会、観光協会、小売店などの意見交換の場を設定し、例えば機能性野菜の生産・加工・販売など、特産品開発に向けた組織づくりをすすめていきます。

◎村による農産物品質保証システムの検討

村の農産物品質の底上げを目指し、品質の良い農産物を差別化するために、各種の認証制度を活用します。

●食用米の差別化（再掲）

米価下落への対応策の一つとして、良食味米や新品種米の生産など、通常の米と差別化される高品質な食用米の生産を推進します。

●新規市場開拓の推進

農業者、JA、商工会、観光協会等の諸機関と連携し、特産品やブランド化された農産物について新規市場開拓を推進します。ふるさと納税へのほしいも等の農産物利用も検討します。

4-2-2 地産地消を中心とした需要創出・販路拡大に向けた施策

◎地元食材としての農産物需要の掘り起こし

学校給食、村内飲食店、事業所食堂等、地元食材としての農産物供給を強化します。村内に多く立地している原子力開発関連の企業や研究機関、高齢者福祉施設などに地元の新鮮で安全・安心な野菜を供給します。そのために

村内の農業者による供給力の強化に努めます。

◎村民の地場産野菜の購入機会の拡大

村内スーパーに地場産農産物コーナー「インショップ」の開設を目指します。新たな販売機会を創出し、買い物弱者対策にも対応します。

◎地産地消の需要に対応した農産物供給体制の構築

農業者と関係機関の連携により、学校給食等、地産地消の農産物需要にきめ細かく対応するための農産物供給体制を構築します。朝市や販売イベントなどでの共同出荷を促進します。

◎6次産業化の企画・実施を担う加工グループの育成

地元産の農産物を活用した農産加工品の開発と販売促進のために、担い手として農業者グループ・女性グループの育成に取り組みます。

●地場産レストランの開設

地元農産物の需要拡大の手段の一つとして、地場産レストランの開設を目指します。

4-2-3 耕畜連携による需要創出・生産拡大に向けた施策

●畜産農家との連携による飼料作物の生産拡大

村外畜産農家との連携を支援し、畜産農家の飼料需要に応じ、畑地におけるデントコーン等の飼料作物、水田における飼料米の生産を振興します。

4-3 地域と共存する「人にやさしい農業」に向けた施策

4-3-1 農業者と一般住民の相互理解の促進に向けた施策

◎子どもの食育・農業体験の推進

子どもおよびその保護者に対して、村内の農業生産および地元農産物への理解を促進させるよう、地元農業者を講師として、小中学校での食育・農業体験の取組を推進します。学校農園の整備にも取り組みます。

◎とれたて農産物を活かした交流

ほ場等での対面販売など、需要の高いとれたて農産物を活かした農業者と一般住民の交流を促進します。

◎農地のレクリエーション活用

住宅団地に近接した農地や、遊休農地等に市民農園、体験農園等を設置し、農業者が指導者となることで、農地のレクリエーション活用を通じた農業者と一般住民の交流を促進します。また、村外の非農家も対象とした、農産物のオーナー制度や観光農園についても検討します。

◎交流イベントの開催

農業者が消費者に郷土料理の作り方などを教える料理講習会や、収穫祭、対面販売等がセットになった農業イベントの開催を検討します。

4-3-2 都市空間と農業空間の共存に向けた施策

◎砂塵対策としての農地利用率の向上

砂塵対策および土壌改良のため、主にさつまいも収穫後の畑地についてカバー作物や景観作物の栽培を促進します。また、住宅地周辺の遊休農地は、市民農園設置等の誘導に務めます。



直売所



料理講習会



稲のおだかけ

◎都市空間のなかの農地・農業用水利施設の活用と保全

市街地に近接する農地は、災害時の一時避難空間としても期待され、公園緑地等も含めた防災ネットワークの一環として、農地の保全を検討します。また、災害による水路やため池への被害は、農地のみでなく人的被害にも及ぶことがあるため、老朽化している水路やため池の改修、補強等を計画的に推進します。

●環境保全型農業への取組

有機農業や、可能な限り農薬や化学肥料を減らした環境保全型農業にも取り組めます。

4-4 「魅力的な田園環境・生産環境の創出」に向けた施策

4-4-1 土地利用計画による農地の計画的保全に向けた施策

◎住民相互の話し合いによるルール作り

市街化調整区域における虫食いの農地転用を抑制するため、市街化調整区域内の転用農地を一定のエリアに誘導していく必要があります。住民相互の話し合いと合意をベースに、市街化調整区域内の農地転用に関する新たなルールづくりを目指します。

●市街化区域への住宅建設の誘導

市街化調整区域内の農地転用を抑制するため、市街化区域へ新規の住宅建設を誘導します。



住宅地と隣接した農地



砂塵対策用のカバー作物（大麦）

4-4-2 生産条件が不利な農地や耕作放棄地（遊休農地）の解消・活用

◎地区・集落による主体的な農地保全・地域資源管理の取組への支援

耕作放棄地・遊休農地の解消については、既存の担い手への流動化が困難な場合、当該地区・集落の住民が地域の環境保全の観点から問題意識を持ち、主体的に解消後の利用方法を模索・決定することが望ましいと考えられます。このような地区・集落の主体的な農地保全の取組に対する支援を行うとともに、農業用排水路・農道などの地域資源の維持管理に対する共同管理の取組とあわせて、国の施策である「多面的機能直接支払」の積極的な活用を支援していきます。

●多面的機能の観点からの農地保全支援

営農の継続による農地保全が、環境保全の観点から、非農家を含む地域住民に便益を与えるというロジックから、小区画田・農道未整備の畑など、営農条件がきわめて不利な農地での営農継続に対して村独自の支援を行うことも検討します。

4-4-3 農地集積、基盤整備等による生産基盤の確立

◎潜在的な農地貸し出し需要の掘り起こし

管理耕作のみとなっている農地や、遊休農地・耕作放棄地について、潜在的な貸し出し需要の掘り起こしを推進します。

◎農地貸借における公的な仲介システムによる農地集積・基盤整備

貸し手の不安を解消するため、村が農地賃貸借を公的に仲介するシステムについて検討します。農地中間管理機構の枠組みを用いた農地集積、基盤整備を推進します。

◎野生鳥獣害防止対策

村内で発生しているイノシシ・ハクビシン等の野生鳥獣害について、防止対策を行います。

●地区・集落による農地調整・基盤整備への支援

地区・集落が、地域内で一定程度のまとまった面積の貸し出し農地となる

よう調整して担い手に農地を集積する取組や、担い手の必要に応じた基盤整備を実施する取組を支援します。

●基盤整備の適切な実施

生産条件の悪い農地については、農業者からの要望に応じて必要な基盤整備を実施していきます。

●農業用施設の適切な管理

農業生産に必要な農業用水路やパイプラインなどの農業水利施設を点検し、補修・補強を行うことで施設の長寿命化を図ります。



飼料稲



大規模な水田区画

4-別表 経営部門別の農業振興のための具体的施策

◇ 水田作

◎地区・集落が担い手を支える仕組みの構築

担い手の負担となる用排水路や農道の管理・水管理などを、地区・集落で支える仕組みを構築します。

◎転作における支援

米価下落への対応策の一つとして、国の政策補助金制度（経営所得安定対策、とくに水田活用の直接支払交付金）を踏まえ、農業者の転作物生産意向に応じた支援を行っていきます。

◎水田転作の生産対策

麦、大豆、そば等の畑作物による水田転作の収量・所得向上のため、地区・集落によるブロックローテーション等の転作団地化の取り組みや、暗きょ施工等の排水対策への支援を行っていきます。

●大規模化・効率化によるコストダウン

既存の担い手への農地集積や、農事組合法人等の組織経営体の新規立ち上げ等により水田農業の大規模化・効率化による水田作のコストダウンを推進します。

●食用米の差別化（→4-2-1にも再掲）

米価下落への対応策の一つとして、良食味米や新品種米の生産など、通常の米と差別化できる高品質な食用米の生産を推進します。

◇ 畑作

◎さつまいも・露地野菜の生産振興

現在の基幹作目であるさつまいも生産を振興するとともに、露地野菜の生産も振興していきます。

◎輪作の奨励

持続的な畑の生産力発揮と農地の有効活用のため、さつまいも・野菜を基幹作目としながらも、土地利用型畑作物や緑肥作物の作付を組み合わせた輪作を奨励します。

◎土地利用型畑作の推進

集落営農や水田転作の担い手などによる、畑地における土地利用型畑作物（麦・大豆・飼料作物等）の作付・生産を推進します。

◎ほしいも加工・販路拡大への支援

村内農業の柱となっているさつまいものほしいも加工について、加工所の設置等による加工施設の集約化や組織化等により、加工施設への農家の投資負担を抑制する取組を、必要に応じて推進します。また、ほしいもの販路拡大を目指し、村独自のブランド化を目指します。ほしいもを活用した新たな農産加工品の開発にも取り組みます。また、生産－加工－販売の効率化を図る6次産業化への支援体制づくりや、販売面ではインターネット販売も推進します。



さつまいもの収穫



ほしいもの加工作業

◇ 施設園芸作

◎ほしいも加工ハウスの有効活用

ほしいも加工に使われるハウスの遊休期間について、施設野菜の作付を推進するなどの生産振興策を行います。

●多種多様な野菜や花木等の生産振興

野菜の地産地消の取組推進に対応するため、村内で多種多様な野菜を持続的に生産できるような生産振興策を講じていきます。

◇ 果樹作

◎技術移転への支援

既存の果樹経営者から、新規就農者等への技術移転の支援を行います。

●新規作付における支援

新規作付から生産物出荷までの期間が長いため、作付開始時における苗木の購入費の補助や、生産物出荷までの利子補給等の資金面での支援等を行います。



ほしいも専用種「たまゆたか」



さつまいもの出荷基準を学ぶ「目揃会」